

防火管理者の委託に係る防火管理上必要な業務の内容について

所在地 に在ります 防火対象物名称 における、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第2条の2第2項に定める「防火管理上必要な業務の内容」は、次のとおりです。

- ・ 統括防火管理者の指定に関するることについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 共同防火管理協議事項の作成に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 消防計画の作成、見直し及び変更に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 避難経路、避難施設等の適正な管理に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 消火、通報及び避難訓練の実施に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検及び整備の実施に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 防火対象物点検の実施に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 収容人員の適正な管理に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ 防火責任者、火元責任者等の防火管理業務に従事する者に対する指示及び監督に関することについて、特に留意すべきこと。
()
- ・ その他防火管理者の責務を遂行するために必要なことについて、特に留意すべきこと。
()

なお、管理権原者 は、外部委託受託者 に対し 防火対象物名称 の位置、構造及び設備の状況並びに次に掲げる防火管理上必要な事項について説明を行いました。

説明した防火管理上必要な事項

- 防火対象物の位置、構造及び設備の状況に関すること。
- 防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関すること。
- 従業者に対する防火上必要な教育の実施体制に関すること。
- 消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること。
- その他防火管理上必要な事項

管理権原者

住所 _____

氏名 _____

受取人

住所 _____

氏名 _____